様式第4号(第11条関係)

排水設備指定工事店指定申請書

年　　月　　日

　　　(宛先)南砺市長

　　南砺市下水道条例第6条の2の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 | 〒 | 電話FAX | 　(　)　(　) |
| ふりがな商号又は名称 | 　 |
| ふりがな代表者氏名 | 　　　　　　　　　　 　 |
| 営業所 | 所在地 | 〒　 | 電話FAX | 　(　)　(　)　 |
| 営業所名 | 　 |
| 営業所責任技術者 | 氏名 | 　 |
| 兼務状況の有無 | 有　・無　　有りの場合、その状況（営業所名、所在地等） |
| 添付書類 | 1　南砺市下水道条例第6条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類2　法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し3　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図4　選任する責任技術者に係る下水道排水設備工事責任技術者証の写し5　南砺市下水道条例施行規則第12条で定める機械器具を有することを証する書類 |
| 決定区分 | □指定する　□指定しない | 申請区分 | 新規・更新 |
| 指定番号 | 　　第　　　　　号 | 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 手数料の額 | 円 | 手数料納入年月日 | 年　　月　　日 |
| 備考 | 　 |

　※　太枠の中は記入しないこと。

（第6条の2関係）

誓　　約　　書

（宛先）南砺市長

　南砺市下水道条例第６条の３第１項第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

南砺市下水道条例第６条の３第１項第４号

　ア　精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　ウ　第6条の8第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

　エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

令和　　年　　月　　日

（申 請 者）

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

別紙

責任技術者名簿

指定番号　 第　　　　　号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふ　り　が　な氏　 　　名 | 登　録　番　号 | 摘　　　要（兼務状況） |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |
|  | 第　　　　　　　　号 |  |

（第6条の2関係）

営業所の平面図及び付近見取図

|  |
| --- |
| 平　面　図面積　　　　㎡ |
| 付近見取図 |

※注　　１．営業所の写真は、外部及び内部の全体の状態がわかるものを数枚。

　　　　２．平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。

　　　　３．付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

（第12条関係）

所　有　機　械　器　具　調　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 型式・性能 | 数　　量 | 備　　考 |
| 　(１)　金切り鋸等の管の加工用機械器具 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　(２)　セットハンマー等の管の布設用機械器具 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　(３)　レベル等の測量用機械器具 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　(４)　バリケード等の保安用機械器具 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　(５)　掘削用機械器具 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　(６)　土砂運搬用車両 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※注　　(５)掘削用機械器具及び(６)土砂運搬用車両について、リース等で対応している場合は、その旨を記入すること。